# 株 主 各 位

神奈川県川崎市川崎区浅野町1番1号株式会社デイ・シイ 代表取締役 工藤秀樹

# 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示され、平成28年6月27日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成28年6月28日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビルディング17階 当社本社
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第13期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第13期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 当社と太平洋セメント株式会社との株式交換契約承認の件

第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

以上

- ※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 下さいますようお願い申し上げます。
- ※次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.dccorp.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類の一部であります。
  - ①連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表
  - ②株主総会参考書類 第2号議案に関する事項
    - ・太平洋セメント株式会社の定款の定め
    - ・太平洋セメント株式会社の最終事業年度(平成28年3月期)に係る計算 書類等の内容
- ※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# (添付書類)

# 事 業 報 告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府及び日銀の経済政策・金融緩和政策の効果による雇用・所得環境の改善やインバウンド消費の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、一方で中国をはじめとする新興国の景気減速や為替の変動などにより景気が下押しされるリスクがあり、先行き不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、セメントの国内需要が前連結会計年度と比べ6.3%減少するなど、各事業における主要市場の需要が想定以上に低迷し、厳しい状況が続きました。

このような状況の下、当社グループといたしましては、当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画≪FOR NEXT STAGE≫で掲げた重点テーマである、「企業体質の強化」「企業価値の向上」「企業存在感の向上」に取り組んでまいりましたが、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は34,361百万円と前連結会計年度と比べ2,962百万円の減収となり、営業利益は1,081百万円と前連結会計年度と比べ279百万円の減益、経常利益は1,365百万円と前連結会計年度と比べ189百万円の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は888百万円と前連結会計年度と比べ92百万円の減益となりました。

事業の部門別状況は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より事業区分を変更しております。これに伴い、 前年同期比較の数値は、前連結会計年度の数値を当連結会計年度の事業区 分に組み替えて算出しております。

#### <セメント関連事業>

当連結会計年度におけるセメントの国内総需要は、4,266万 t と前連結会計年度と比べ289万 t の減少となりました。

このような状況の下、川崎工場で引き続き製造原価の低減に努め、また、販売面でも営業力の強化を図り、販売数量の増加と収益の確保に鋭意取り組みましたものの、主要市場である首都圏において需要が低迷したため、売上高は10,354百万円と前連結会計年度と比べ739百万円の減収となり、経営利益は132百万円と前連結会計年度と比べ240百万円の減益となりました。

#### <資源事業>

資源事業の主要市場である東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の当連結会計年度における生コンクリート出荷数量は、2,047万㎡と前連結会計年度と比べ148万㎡の減少となりました。

この結果、売上高は8,617百万円と前連結会計年度と比べ658百万円の減収となりましたが、製造原価の低減に取り組んだ結果、経常利益は450百万円と前連結会計年度と比べ78百万円の増益となりました。

#### <環境事業>

当事業におきましては、リサイクル資源の確保に鋭意取り組みましたものの、大型工事の着工の遅れなどにより主要な取扱品目である建設発生土の取扱数量は前連結会計年度と比べ大幅に減少いたしました。

この結果、売上高は3,739百万円と前連結会計年度と比べ590百万円の減収となり、経常利益は418百万円と前連結会計年度と比べ136百万円の減益となりました。

#### <不動産事業>

当事業におきましては、賃貸不動産の収益の確保に鋭意努めるとともに 社有地の有効活用の一環として設置した太陽光発電所が順調に稼働したこ とにより、売上高は933百万円と前連結会計年度と比べ7百万円の増収とな りました。しかしながら、賃貸物件の修繕工事の増加等により、経常利益 は406百万円と前連結会計年度と比べ4百万円の減益となりました。

# <生コンクリート事業>

当事業におきましては、主な事業エリアである神奈川地区における建設 投資の先送りや工事着工の遅れなどによる需要の低迷により、売上高は 7,445百万円と前連結会計年度と比べ915百万円の減収となりました。しか しながら、経常損失につきましては、製造原価の低減などに鋭意取り組ん だ結果、20百万円と前連結会計年度と比べ185百万円の改善となりました。

#### <住生活事業>

当事業におきましては、各種製品の拡販に注力いたしましたが、需要が低調に推移したことなどにより販売数量は伸び悩みました。この結果、売上高は3,024百万円と前連結会計年度と比べ234百万円の減収となり、経常損失は83百万円と前連結会計年度と比べ130百万円の減益となりました。

#### <その他>

当連結会計年度より、「セメント関連事業」に含めていた「地盤改良工事事業」並びに「生コンクリート事業」に含めていた「建材品事業」につきましては、経営管理体制の明確化を図るため、「その他」に集約して表示いたしております。

「その他」におきましては、高速道路向け建材製品の販売数量が増加した結果、売上高は246百万円と前連結会計年度と比べ167百万円の増収となり、経常利益は15百万円と前連結会計年度と比べ13百万円の増益となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,008百万円となりました。その主なものは、セメント関連事業において、当社川崎工場の建設発生土置場新設工事385百万円、製造設備老朽化対策及び製造原価低減対策のために実施した各種工事773百万円、並びに生コンクリート事業において実施した事務所建替え工事を含む300百万円であります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はございません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はございません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はございません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はございません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況該当事項はございません。

#### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区分	第10期 (平成25年3月期)	第11期 (平成26年3月期)	第12期 (平成27年3月期)	第13期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売	上 高 (百万円)	37, 792	39, 392	37, 323	34, 361
経	常利益(百万円)	1, 313	1, 968	1, 554	1, 365
親会社当期	株主に帰属する 利 純 利 益 (百万円)	1, 127	1,004	980	888
1株当	たり当期純利益 (円)	32. 93	29. 51	28. 79	26. 09
総	資 産 (百万円)	43, 057	42, 329	43, 272	42, 498
純	資 産 (百万円)	18, 940	20, 126	21, 349	21, 510

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はございません。
- ② 親会社等との間の取引に関する事項
  - イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項 太平洋セメント株式会社は、当社株式の議決権の28.2%を所有する 筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用会社であります。

当社は、同社との間でセメント製品等に関して生産・販売受委託契約を締結しているほか、同社よりセメント製造における主原料である石灰石を購入しております。これらの取引は、継続的かつ安定的であることに加え、定期的に市場価格を勘案した上で取引条件の見直しを図っております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断 及びその理由

当社は、関連当事者間の取引については取締役会決議事項としており、太平洋セメント株式会社の取締役に当社の取締役との兼任者はおりませんので、当社における経営方針及び事業活動については当社取締役会独自の経営判断並びに一定の独立性が確保されております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はございません。

#### ③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ディシィ販売株式会社	20百万円	100%	セメント等建設資材の仕入販 売
株式会社イチコー	10百万円	100%	セメント原料の荷役運搬等
三盟産業株式会社	50百万円	100%	骨材の生産
釼 持 工 業 株 式 会 社	30百万円	49.0%	骨材の生産
三栄開発株式会社	10百万円	100%	骨材の生産
株式会社DC環境サービス	10百万円	100%	リサイクル事業
D C M 生 コン ホール ディン グ 株 式 会 社	90百万円	81.6%	生コンクリート製造販売会社 の管理
第一コンクリート株式会社	90百万円	81.6%	生コンクリートの製造、販売
藤沢生コン株式会社	50百万円	69.4%	生コンクリートの製造、販売
野田生コン株式会社	80百万円	100%	生コンクリートの製造、販売
大 東 コ ン ク リ ー トヒ ダ 興 業 株 式 会 社	90百万円	66.7%	生コンクリートの製造、販売
エバタ株式会社	490百万円	100%	雨水貯留浸透製品等の製造、 販売
株式会社シンセイ	50百万円	100%	エクステリア関連製品の製 造、仕入、販売
PT. Soil Tek Indonesia	50億インドネシア ルピア	67.0%	地盤改良工事の施工

- (注) 1. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。
  - 2. 出資比率は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
  - 3. 平成27年9月30日付で、当社の連結子会社であるエバタ株式会社は、エバタ生コン株式会社を吸収合併しております。
  - 4. 平成27年10月1日付で、当社の連結子会社である株式会社シンセイ栃木は、商号を株式会社DC環境サービスに変更しております。
  - 5. 平成27年11月1日付で、当社の連結子会社であるウツイ・デイシイ興産株式会社は、 商号をデイシイ販売株式会社に変更しております。
  - 6. 平成28年4月1日付で、当社の連結子会社である三盟産業株式会社と三栄開発株式会社は、三盟産業株式会社を存続会社とする合併を行い、商号をDC千葉資源株式会社に変更しております。
  - ④ 特定完全子会社に関する事項 該当事項はございません。

# (4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、企業収益や雇用環境の改善等により景気の緩やかな回復基調が期待されますものの、国外においては欧州・新興国経済の成長鈍化による世界経済への影響などが懸念され、企業の経営環境は依然として予断を許さないものと思われます。

当社グループを取り巻く環境につきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定に伴う再開発事業の具体化に加え、老朽化した社会インフラの補修・補強をはじめとする社会資本整備の必要性が再認識されています。このため、建設基礎資材各事業を取り巻く事業環境は、一定の需要が見込まれることから堅調に推移するものと思われます。

しかしながら、その後の事業環境には不透明感が拭えず、5年先、10年先 の成長を見据えた事業の枠組みを構築することが急務であると認識していま す。

このような状況の下、当社グループといたしましては、以下の基本方針と 重点課題を掲げ、確かな未来に向けた取組みを進めてまいります。

#### ◎基本方針

- ◆企業の持続的な成長と発展のため、引き続き企業倫理の徹底と社会的責任の実践に取り組み、社会の期待に応え、社会に貢献し、地域社会に認められる企業グループを目指す。
- ◆グループ社員一人ひとりが将来への希望と自信を持って、ステークホル ダーから信頼される「活力ある持続的に発展する会社」を築く。

#### ○重点課題

#### ◇事業基盤の強化と拡充

各既存事業が他の事業の状況に左右されることのないよう自立度を高めるとともに、間口の拡大を図り、持続的発展に資する事業となるため、 基盤の強化・拡充を図ります。

- ・生産性と効率化を追求しコスト競争力を高め、収益性の高い、事業環境の変化に対応可能な事業構造の確立を図ります。
- ・製造・販売・研究部門が連携し、市場の多様化するニーズを的確に捉えた商品やサービスの提供に努め、顧客の期待に応えられる商品力の 強化・向上を追求します。

#### ◇変化への対応力の強化

環境の変化に柔軟に対応し、持続的発展を可能とする「変化への対応力」 を強化すべく、継続して事業の多角化、新規事業の立上げ育成に強力に 取り組みます。

また、事業環境が日々変わる中で、「変化をチャンス」と捉え、スピー ド感ある対応、取組みを図ります。

#### ◇人材(人財)育成の推進

強固な企業体質と持続的競争力の源泉として最も必要な要素は「人材(人財)」であり、持続的な発展のために、"技術・技能の伝承"と"人材育成"が当社にとっての喫緊の課題であることを認識して、あらゆる面で取組みを図ります。

また、事業部門別の基本方針は以下のとおりです。

#### 【セメント関連事業】

- ・低炭素社会に即したスラグ関連製品を主力とするセメント関連事業の 強化
- ・首都圏臨海部で絶対的信頼感、コスト競争力を兼ね備えた工場の確立 【資源事業】
  - ・資源事業を長期に継続するための強固な基盤づくり

#### 【環境事業】

・既存事業における利益の最大化

#### 【不動産事業】

・事業の拡大、活性化

#### 【生コンクリート事業】

・垂直統合型セメント企業グループの体制強化

#### 【住生活事業】

・確実な収益確保を可能とする事業体制の構築

以上の施策により、企業体質の強化に全力を傾注し、収益基盤の維持・向上に努めてまいる所存であります。

# (5) **主要な事業内容**(平成28年3月31日現在)

区			分	内	容
セメ	・ント	、関連	事 業	セメント並びにスラグ関連製品の製造、販売	
資	源	事	業	骨材(砂、砂利等)の生産、販売	
環	境	事	業	リサイクル品 (建設発生土、可燃性廃棄物等)	の再資源化
不	動	産 事	業	所有不動産の賃貸、太陽光発電による売電	
生コ	ンク	リート	事 業	生コンクリートの製造、販売	
住	生	活 事	業	雨水貯留浸透製品並びにエクステリア関連 造、仕入、販売	製品等の製

#### (6) **主要な営業所及び工場**(平成28年3月31日現在)

#### 当社

	事	<b>業</b> 月	所 名		所 在 地
本				社	神奈川県川崎市川崎区東田町8番地
Л	崎		エ	場	神奈川県川崎市川崎区浅野町1番1号
吉	野	事	業	所	千葉県君津市吉野字山田250番地
市	原	事	業	所	千葉県市原市万田野字永谷270番地

(注) 登記簿上の本店所在地 神奈川県川崎市川崎区浅野町1番1号

#### ② 重要な子会社

会 社 名	主 要 な 事 業 所
ディシィ販売株式会社	神奈川県川崎市
株式会社イチコー	神奈川県川崎市
三盟産業株式会社	千葉県君津市・市原市
釼 持 工 業 株 式 会 社	千葉県君津市
三 栄 開 発 株 式 会 社	千葉県富津市
株式会社DC環境サービス	栃木県那須郡那須町
D C M 生 コ ン ホ ー ル デ ィ ン グ 株 式 会 社	神奈川県川崎市
第一コンクリート株式会社	神奈川県横浜市・川崎市・相模原市
藤沢生コン株式会社	神奈川県藤沢市
野田生コン株式会社	千葉県野田市
大東コンクリート	静岡県静岡市・掛川市
エバタ株式会社	東京都葛飾区、栃木県鹿沼市、埼玉県三郷市
株式会社シンセイ	千葉県野田市、群馬県渋川市
PT. Soil Tek Indonesia	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州

- (注) 1. 平成27年9月30日付で当社の連結子会社であるエバタ株式会社は、エバタ生コン株式会社を吸収合併しております。
  - 2. 平成27年10月1日付で当社の連結子会社である株式会社シンセイ栃木は、商号を株式会社DC環境サービスに変更しております。
  - 3. 平成27年11月1日付で当社の連結子会社であるウツイ・デイシイ興産株式会社は、商号をデイシイ販売株式会社に変更しております。
  - 4. 平成28年4月1日付で、当社の連結子会社である三盟産業株式会社と三栄開発株式会社は、三盟産業株式会社を存続会社とする合併を行い、商号をDC千葉資源株式会社に変更しております。

### (7) **使用人の状況**(平成28年3月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
セメント関連事業	166名	+4名
資 源 事 業	66名	+ 2 名
環 境 事 業	11名	- 3名
不 動 産 事 業	2名	_
生コンクリート事業	89名	- 4名
住 生 活 事 業	90名	_
全社 (共通)	35名	+8名
合 計	459名	+7名

- (注) 1. 使用人数は、就業員数であります。
  - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。
  - 3. 不動産事業につきましては、全社(共通)に係る使用人1名が兼務しております。

# ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		174名	1	+5名			42. 6歳	Ž				19. (	)年	

(注) 使用人数は、就業員数であります。

# (8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借	±	入					4	先	借	入	額
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行		2	2,860百万円
株	式	会	社	: 1	黄	浜	銀	行		2	2,175百万円
株	式	숲	社	: [	П	玉	銀	行		1	,050百万円
株	式	会	社	: =	f	葉	銀	行			945百万円
農	柞	木	中		央	4	金	庫			555百万円

# (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

# 2. 会社の現況

(1) **株式の状況** (平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

70,000,000株

② 発行済株式の総数

34,587,433株

③ 株主数

7,029名

④ 大株主(上位10名)

株	主	名	持 株 数	持 株 比 率
太平洋	セメントを	夫式 会 社	9,618千株	28. 2%
山 一	興 産 株 =	式 会 社	5,318千株	15.6%
日本	機設株	式 会 社	1,180千株	3.5%
株式会	会社みず	ほ 銀 行	1,018千株	3.0%
株式	会 社 横 i	兵 銀 行	920千株	2.7%
国際	企 業 株 5	式 会 社	646千株	1.9%
日 鉄	鉱 業 株 🕏	式 会 社	600千株	1.8%
	ラ ス テ ィ ・ テ 株 式 会 社 (		443千株	1.3%
	D F A I N T L A L U E P O R	S M A L L T F O L I O	411千株	1.2%
株式	会 社 四	国 銀 行	403千株	1.2%

- (注) 1.当社は、自己株式を531,071株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
  - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
  - 3. 持株数は千株未満を切り捨てて、また、持株比率は小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
  - 4. J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社より平成27年8月6日付で提出された、大量保有報告書の変更報告書により、平成27年7月31日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主(上位10名)は株主名簿に基づいて記載しております。

氏名または名称	住 所	保有株式数	保有割合
J Pモルガン・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目 7番3号 東京ビルディング	1,477千株	4. 27%

# (2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

### (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

地	I	位	Ĩ.	氏	2	3	名	担当及び重要な兼職状況
代表	長取締	役社	長	I	藤	秀	樹	
取;	締 役	会	長	森		紀	雄	
取	締		役	Щ	П	信	利	管理本部長 監査室、環境事業部担当
取	締		役	田	中	光	_	資源事業本部長
取	締		役	髙	橋	民	樹	事業企画推進部長
取	締		役	濱	野	浩	_	セメント事業本部長
取	締		役	来	栖	雅	宏	セメント事業本部副本部長 デイシイ販売株式会社代表取締役社長
取	締		役	奥	宮	京	子	田辺総合法律事務所パートナー弁護士 森永乳業株式会社社外取締役 日本電気株式会社社外監査役
常	勤監	查	役	植	田		潔	
監	査		役	豊	П	直	樹	日本ヒューム株式会社専務取締役内部監査室長兼管 理本部長 国際事業部、不動産・環境関連事業部管 掌 株式会社NJS社外監査役
監	査		役	酒	井	忠	司	TANAKAホールディングス株式会社常勤社外監 査役
監	查		役	中	野	幸	正	太平洋セメント株式会社セメント事業本部営業部長 株式会社トーヨーアサノ社外取締役 小野田ケミコ株式会社社外取締役 太平洋セメント販売株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役奥宮京子氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役豊口直樹氏、監査役酒井忠司氏及び監査役中野幸正氏は、社外監査役であります
  - 3. 当社は、取締役奥宮京子氏及び監査役豊口直樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

# ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定めた額としております。

# ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額 当事業年度に係る報酬等の総額

区						分	支	給	人	員	支	給	額
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)				8名 (1名)			8百万円 4百万円)
監 (う	ち	社	查外	監	查	役 役)				7名 (6名)			5百万円 2百万円)
合						計				15名		22	4百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第4回定時株主総会において年額2 億40百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
  - 2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第4回定時株主総会において年額60 百万円以内と決議いただいております。

#### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他 の法人等との関係

取締役奥宮京子氏は、田辺総合法律事務所のパートナー弁護士であり、 当社は同事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、当社が同事務所 へ支払う顧問料は同事務所の規模に比して僅少であり、それ以外に同氏 及び同事務所と当社との間に資本的関係、重要な取引関係はありません。 監査役豊口直樹氏は、日本ヒューム株式会社専務取締役内部監査室長 兼管理本部長 国際事業部、不動産・環境関連事業部管掌を兼任しておりますが、同社と当社との間に資本的関係、重要な取引関係はありません。

監査役中野幸正氏は、太平洋セメント株式会社セメント事業本部営業部長を兼任しております。当社は太平洋セメント株式会社の持分法適用会社であり、当社の製造するセメントについて同社と委託販売契約を締結しております。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他 の法人等との関係

取締役奥宮京子氏は、森永乳業株式会社社外取締役及び日本電気株式会社社外監査役を兼任しておりますが、両社と当社との間に資本的関係、 重要な取引関係はありません。

監査役豊口直樹氏は、株式会社NJS社外監査役を兼任しておりますが、同社と当社との間に資本的関係、重要な取引関係はありません。

監査役酒井忠司氏は、TANAKAホールディングス株式会社の常勤 社外監査役を兼任しておりますが、同社と当社との間に資本的関係、重 要な取引関係はありません。

監査役中野幸正氏は、株式会社トーヨーアサノ及び小野田ケミコ株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、両社と当社との間に資本的関係、重要な取引関係はありません。また、当社との間に取引関係のある太平洋セメント販売株式会社の社外監査役を兼任しております。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でな い役員との親族関係

監査役酒井忠司氏は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)の使用 人の三親等以内の親族であります。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

取締役奥宮京子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に企業法務分野における豊富な経験に基づいて発言を行っております。

監査役豊口直樹氏は、平成27年6月25日就任以降開催された取締役会 11回のうち9回に、また監査役会10回のうち全てに出席し、必要に応じ、 主に経営全般にわたる豊富な経験に基づいて発言を行っております。

監査役酒井忠司氏は、平成27年6月25日就任以降開催された取締役会 11回のうち10回に、また監査役会10回のうち9回に出席し、必要に応じ、 主に財務及び会計に関する豊富な経験に基づいて発言を行っております。

監査役中野幸正氏は、平成27年6月25日就任以降開催された取締役会 11回のうち10回に、また監査役会10回のうち9回に出席し、必要に応じ、 主にセメント関連事業に対する幅広い見識と豊富な経験に基づいて発言 を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

### 新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額			54百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

# ③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ④ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、再生可能エネルギー賦課金の減免に係る特例の認定申請に係る業務を委託し、対価0百万円を支払っております。

# ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合に監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合には、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制の内容は、以下のとおりであ ります。

- ① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、社会的責任及び企業倫理を遵守するため、内部統制を整備し、当社経営理念並びに経営方針を当社グループ全役職員に周知徹底します。さらには社会貢献、地域社会との共存共栄を図ることを目指します。
  - ロ. 企業が存立を継続していくためには、コンプライアンスの徹底が不可 欠であることを認識し、当社グループ全役職員が公正かつ高い倫理観に 基づいて行動し、広く社会から信頼される体制を構築します。

また、当社は「企業倫理規程」を制定し、企業倫理の確立と社会の信頼を得るため、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動します。

- ハ.管理本部及び監査部門は、コンプライアンス体制の構築、維持・整備のため、コンプライアンスに関連する規程の整備を行い、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無の調査を行い、取締役会に報告し、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- 二. 使用人からの相談・通報体制については「内部通報規程」を制定し、当社グループ全役職員その他当社又はグループ会社の業務に従事する者が利用できる通報窓口を設置します。社内においてコンプライアンス違反が行われていることを知ったときの対応及び違反行為を行った従業員に対する処分は、同規程並びに当社及びグループ各社の就業規則に基づき行います。なお、通報内容については秘守し、通報者の保護を行います。
- ホ. 反社会的勢力に対しては、取引関係その他一切の関係を持たず、不当 要求等には、毅然とした態度で臨みます。また、弁護士、警察等の外部 専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備します。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役会その他重要な会議に係る文書、取締役が決定者となる決裁申 請書など取締役の職務の執行に係る情報(電磁的記録を含む)は、「文 書管理規程」等に従い、保存・管理します。

- ロ. これらの情報は、同規程等に基づき、保存期間と保存場所を定め適切 に保存します。
- ハ. 取締役、監査役及び監査部門の使用人などの重要な使用人は、常時これらの情報を閲覧することができます。
- ③ 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 当社グループの経営に影響を及ぼす危機要因を特定し、危機が発生した場合の基本方針を定めた「経営危機管理規程」を制定し、当社グループ全役職員に周知します。
  - ロ. 当社では、品質面、環境面、安全衛生面については、各事業所において、それぞれ品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、 労働安全衛生マネジメントシステムの認証を取得し、危機管理に取り組んでいます。
  - ハ. 経理面については、当社の各部門において管理し、各部門長がその責任を負います。管理本部は総括としてとりまとめを行います。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務 執行機能の棲み分けを行います。
  - ロ. 取締役会は、原則として毎月1回開催し、重要事項の決定と執行役員 の業務執行の監督を行います。また、重要あるいは緊急を要する事項に ついては臨時に取締役会を開いて対応します。
  - ハ.経営の迅速な意思決定を行うため、代表取締役・執行役員をメンバーとする経営会議を原則として毎月3回開催します。
  - ニ. 執行役員の職務分担を明確にし、担当業務の執行については「業務規程」において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための 体制
  - イ. 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社内の情報共有及び当社への報告に関するルールを定めた「関係会社管理規程」及び「経営危機管理規程」を制定し、グループ会社の業績、財務状況、危機の発生その他重要な事項について当社への報告を義務付けます。グループ各社の管理は管轄する事業本部長が行い、管理本部長が総括します。代表取締役社長は、重要な情報の共有化とグループ活動を促進するため、グループ会社の取締役が出席するグループ経営会議を定期的に開催します。

- ロ. グループ会社の所管業務については、グループ各社の自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、経営理念に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、管轄する事業本部長が管理します。管轄する事業本部長は、グループ各社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営会議において報告します。なお、グループ全体の効率運営を図るため、管理本部が全体的な調整、管理を行います。
- ハ. グループ会社を当社の監査部門による内部監査の対象とし、監査部門は当社及びグループ会社の内部統制状況を把握・評価します。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に おける当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性 に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役 会は、監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することが できます。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への 指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けません。
- ⑦ 当社及び子会社の役職員が当社の監査役に行う報告に関する体制並びに 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、随時業務の執行状況の 説明を受け、必要に応じ取締役等にその説明を求めます。また、決裁申 請書等重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等にその説明を求めます。
  - ロ. 当社の取締役及び使用人は、次に定める事項についてその事実を発見したときは、速やかに監査役に対し報告を行います。また、グループ各社の取締役、監査役及び使用人は、次に定める事項についてその事実を発見したときは、グループ各社を管轄する事業本部長に対し報告を行い、報告を受けた事業本部長は、速やかに監査役に対し報告を行います。
    - a. 当社又はグループ会社の業績に大きく悪影響を及ぼすおそれのある事項
    - b. 重大な法令・定款違反など当社又はグループ会社の信頼を著しく 低下させる事項
    - c. 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
    - d. その他、上記に準ずる重要な事項

内部通報窓口の担当者は、内部通報により上記事項に該当する事実を知ったときは、速やかに監査役に対し報告を行います。

ハ. 当社グループ全役職員は、監査役から業務執行に関する事項について 報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行います。

- 二. 監査役への報告を行った当社グループ全役職員等に対し、当該報告を したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社 グループ全役職員等に周知徹底します。
- ホ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題 等について意見交換を行います。監査役、管理本部及び監査部門は、監 査、内部監査、内部統制の整備、運用状況等について情報交換を行い、 相互に連携を図ります。
- へ. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容についての説明を受けるなど情報交換を行い、連携を図ります。
- ト. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求 をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要ないと証明できた場合を 除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

#### ⑧ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行うとともに、内部統制の整備、運用状況を継続的に評価し、必要に応じて是正し、金融商品取引法及びその他関係法令等を遵守します。

#### (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

#### ① コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに関連する規程等に基づき、内部監査部門による監査において、当社各部門及び子会社の業務に関連する法令等の遵守状況を確認するとともに、品質・環境・労働安全衛生の各マネジメントシステムの内部監査において、当社各部門の法令遵守状況の評価を実施いたしました。

#### ② リスク管理に関する取組み

リスク管理に関連する「経営危機管理規程」の一部改定を実施し、危機 への対応を明確化しました。

また、当社各部門及び子会社に対する内部監査において、リスクへの対応策を確認するとともに、品質・環境・労働安全衛生の各マネジメントシステムに基づき、各分野で起こり得るリスクの抽出及び評価を実施し、それらのリスクを回避するための対応の実施状況を確認いたしました。

#### ③ 取締役の職務の執行について

当社では、執行役員制度を導入し、執行役員の職務分担を明確にしたうえで業務執行機能と監督機能の棲み分けを図り、経営の意思決定の迅速化

に努めております。

当事業年度において、取締役会は13回開催され、重要事項の決定や業務執行の監督を行い、取締役及び執行役員から構成される経営会議は34回開催され、業務執行に関する報告や審議を行い、経営の迅速な意思決定を図りました。

#### ④ 監査役の職務の執行について

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成され、当事業年度において12回開催されました。

また、監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、業務の 執行状況について説明を受け、必要に応じ説明を求めました。

さらに、当事業年度において、代表取締役との情報交換を2回、会計監査人との情報交換を7回実施いたしました。

#### (7) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の 決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する 基本方針」といいます。)の内容は以下のとおりです。

#### ① 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業価値向上の実現のために掲げている当社の経営理念である「会社を持続的に発展させるために、革新性と柔軟性を持って情勢の変化に素早く対応し、顧客をはじめ関係する人々の信頼を得、そして広く社会に貢献する。」に基づき、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・向上に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、中長期的な経営方針に基づく重点課題への取組みの推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値ひいては株主 共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

### イ. 中長期的な経営方針に基づく重点課題への取組み

当社グループでは、中長期的な経営方針を策定し、その実現のための取組みを推進しております。その概要は以下のとおりです。

#### 1) 中長期的な経営方針

≪地球環境との調和と地域社会との共存共栄≫

保有する経営資源を活用して地球環境との調和を図るとともに資源循環型社会の構築に取り組み、地域社会との共存共栄を実現する。

#### ≪カスタマー・フォーカス≫

いつも顧客を中心に置いて、商品、技術、そしてサービスの品質 の維持向上を図り、顧客満足度を高め顧客との強い信頼関係を構 築する。

#### ≪夢・挑戦・創造≫

常に新しい価値の創造及び目標とする姿の実現にチャレンジする。 ≪外部環境変化への対応≫

会社を取巻く外部環境の変化に対応し、自らの内部構造を的確且 つ迅速に変革する。

#### 2) 重点課題

#### <事業基盤の強化と拡充>

各既存事業が他の事業の状況に左右されることのないよう自立度 を高めるとともに、間口の拡大を図り、持続的発展に資する事業 となるため、基盤の強化・拡充を図ります。

- ・生産性と効率化を追求しコスト競争力を高め、収益性の高い、 事業環境の変化に対応可能な事業構造の確立を図ります。
- ・製造・販売・研究部門が連携し、市場の多様化するニーズを的 確に捉えた商品やサービスの提供に努め、顧客の期待に応えら れる商品力の強化・向上を追求します。

#### <変化への対応力の強化>

環境の変化に柔軟に対応し、持続的発展を可能とする「変化への対応力」を強化すべく、継続して事業の多角化、新規事業の立上 げ育成に強力に取り組みます。また、事業環境が日々変わる中で、 「変化をチャンス」と捉え、スピード感ある対応、取組みを図ります。

#### <人材(人財)育成の推進>

強固な企業体質と持続的競争力の源泉として最も必要な要素は「人材(人財)」であり、持続的な発展のために、"技術・技能の伝承"と"人材育成"が当社にとっての喫緊の課題であることを認識して、あらゆる面で取組みを図ります。

#### 3) 事業部門別の基本方針

「セメント関連事業]

- ・低炭素社会に即したスラグ関連製品を主力とするセメント関連 事業の強化
- ・首都圏臨海部で絶対的信頼感、コスト競争力を兼ね備えた工場 の確立

#### 「資源事業]

・資源事業を長期に継続するための強固な基盤づくり

#### [環境事業]

・既存事業における利益の最大化

# 「不動産事業〕

事業の拡大、活性化

#### 「生コンクリート事業]

・垂直統合型セメント企業グループの体制強化

# [住生活事業]

・確実な収益確保を可能とする事業体制の構築

# ロ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に革新性と柔軟性を持って素早く対応し、経営の透明性を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

その実現のため、株主総会、取締役会、監査役会及び経営会議等の機能向上に努めております。

当社は、執行役員制度を導入しており、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とに棲み分けを図り、取締役会は原則として毎月1回開催し、重要あるいは緊急を要する事項については、臨時に開催し対応しております。なお、取締役8名のうち1名は社外取締役であり、当社の経営に対して適切な助言・監督を行い、コーポレート・ガバナンス機能の充実を図っております。また、代表取締役及び業務執行役員をメンバ

ーとする経営会議を原則毎月3回開催し、迅速な意思決定を図っております。

当社は、監査役制度を導入しており、監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)により構成されております。監査役は、取締役会、経営会議等に出席し、適宜意見を述べるなど取締役の業務執行について、監視する体制を整えております。

内部監査につきましては、内部監査部門を設置し、当社の業務執行の 監査、統制を行っております。

当社は、今後も株主の皆様をはじめ、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーとの信頼関係をより強固なものとし、企業価値の向上に向けたコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務 及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして、不適切な者によって 当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組 みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」 (以下「本プラン」といいます。)を導入・継続しており、その概要は以 下のとおりであります。

#### イ. 本プラン継続の目的

当社は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本プランを導入・継続しております。

# ロ. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

#### ハ. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、3名以上の社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置しております。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの 判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著し く損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断な ど、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独 立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容 については、概要を適宜公表することとします。

#### ニ. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して 必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間(以 下「取締役会評価期間」といいます。)または株主検討期間を設ける場 合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行 為を開始するというものです。

#### ホ. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

## へ. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランの有効期限は、平成30年6月30日までに開催される当社定時株主総会終結の時までの3年間となっております。以降、本プランの継続(一部修正したうえでの継続を含みます。)については、当社定時株主総会において承認を得ることとなっております。

ただし、有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会の 決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点 で廃止されるものとします。 なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトにその開示資料を掲載しておりますのでご参照ください(アドレス http://www.dccorp.jp/ir/pdf/other/20150423\_defence.pdf)。

④ 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に 沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役 員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、当社の企業価値 ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、会社の支配に関 する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、(b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること、(c)株主意思を反映するものであること、(d)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること、(e)デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないことなど、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# <u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (平成28年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金 額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13, 299	流動負債	11, 777
現金及び預金	1,915	支払手形及び買掛金	4,672
受取手形及び売掛金	8, 775	短 期 借 入 金	3, 990
リース債権	16	リース債務	222
商品及び製品	830	未 払 金	322
世 掛 品	0	未払費用	1, 499
		未 払 法 人 税 等修 繕 引 当 金	338
原材料及び貯蔵品	1, 290	修繕引当金	64 76
操延税金資産	141	頁 チ 切 ヨ 並       そ の 他	590
そ の 他	385	固定負債	9, 210
貸倒引当金	△56	長期借入金	4, 800
固定資産	29, 199	リース債務	414
有 形 固 定 資 産	21, 968	繰 延 税 金 負 債	1, 162
建物及び構築物	6, 192	再評価に係る繰延税金負債	97
機械装置及び運搬具	4, 981	役員退職慰労引当金	44
土 地	10,060	緑化対策引当金	85
リース資産	585	跡地整地引当金	208
建設仮勘定	71	退職給付に係る負債 資 産 除 去 債 務	1, 564 308
その他	77	その他	524
無形固定資産	1, 827	負 債 合 計	20, 988
	30	(純資産の部)	·
		株 主 資 本	21, 465
	30	資 本 金	4, 013
採 取 権	1, 569	資本剰余金	5, 043
そ の 他	197	利益剰余金	12, 541
投資その他の資産	5, 402	自己株式	△132
投 資 有 価 証 券	4, 102	その他の包括利益累計額	△195
長 期 貸 付 金	539	その他有価証券評価差額金 土 地 再 評 価 差 額 金	1, 072 △1, 266
繰 延 税 金 資 産	13	工 地 丹 計 仙 差 韻 並 為 替 換 算 調 整 勘 定	Δ1, 200 Δ1
そ の 他	760	非支配株主持分	240
貸倒引当金	△12	純 資 産 合 計	21, 510
資 産 合 計	42, 498	負 債 純 資 産 合 計	42, 498

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位:百万円)

科		E		金	額
売	上		高		34, 361
売	上	原	価		27, 095
売	上 総	利	益		7, 265
販 売	費及び一	般管理	費		6, 184
営	業	利	益		1, 081
営	業外	収 益			
受	取	利	息	10	
受	取 配	当	金	105	
受	取 賃	貸	料	92	
持	分 法 投	資 利	益	39	
出	荷 調	整	金	78	
そ	D		他	145	472
営	業外	費 用			
支	払	利	息	70	
賃	貸	費	用	53	
そ	Ø		他	64	188
経	常	利	益		1, 365
特	別利	益			
固	定 資 産	売 却	益	2	
投 資	育 有 価 証	券 売 却	益	82	85
特	別損				
固	定 資 産	売 却	損	10	
固	定 資 産	除却	損	65	75
税金	等調整前当	期 純 利	益		1, 374
法人利			税	518	
法人		調整	額	△51	466
当	期 純	利	益		908
	株主に帰属す				19
親会社	株主に帰属す	る当期純利	益		888

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位:百万円)

											_	
					株	主	資	本				
	資	本	金	資本剰	余金	利益	剰余金	自	己	株	式	株主資本合計
当期首残高		4	, 013		5, 048		11,861			△1:	32	20, 791
当期変動額												
剰余金の配当							△170					△170
親会社株主に帰属する 当期純利益							888					888
自己株式の取得										Δ	70	△0
自己株式の処分					0						0	0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					△5							△5
土地再評価差額金の取崩							△38					△38
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計			_		$\triangle 5$		679			Δ	70	674
当期末残高		4	, 013		5, 043		12, 541			△1	32	21, 465

		その他の包括	非支配	64 7/2 1/2 A →1			
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計	株主持分	純資産合計	
当期首残高	1, 644	△1,308	_	336	222	21, 349	
当期変動額							
剰余金の配当						△170	
親会社株主に帰属する 当期純利益						888	
自己株式の取得						△0	
自己株式の処分						0	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△5	
土地再評価差額金の取崩						△38	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△572	42	Δ1	△531	18	△513	
当期変動額合計	△572	42	Δ1	△531	18	160	
当期末残高	1,072	△1, 266	Δ1	△195	240	21, 510	

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科			目		金 額	科	<i></i>		目	(半1)	金	額
(	資 店	産 の			亚 帜	11	負 債	の	部	)	ZIE	帜
流	動	資	産		10, 959	流		負	債	,		10, 069
現	金		び 預	金	1, 360	支	払	手		形		553
		· 久	手	形		買	1	掛		金		2, 291
受	H		7		1, 121	短	期	借	入	金		1,800
売		掛		金	5, 088		年以内返済	予定長	期借入	. 金		2, 190
商	品	及	び製	品	215	IJ		ス	債	務		50
原	材 料	及て	ド 貯 蔵	品	1,060	未		払		金		256
前	扌	7	費	用	75	未	払	費	-134	用		997
繰	延	税	金 資	産	124	未未	払 消 払 法	費	税税	等等		122 286
短	期	貸	付	金	2,022	預		り	かに	金		1, 175
そ	291	n	13	他	74	前	受	収		益		282
	bol		N/A			修		引	当	金		64
貸	倒.	引	当.	金	△181	固		負	債	_		7, 379
固	定	資	産		27, 808	長		借	入	金		4,800
有	形	固定	資 産		15, 933	IJ	_	ス	債	務		74
建				物	3, 280	繰	延 税	金	負	債		665
構		築		物	1, 541		評価に係る					97
機	械	及	び装	置	4, 370	退		付 引	当	金		1, 130
車	両	運	搬	具	2	緑		策引	当	金		64
· ·						跡		地引	当	金務		55 22
エ	具 、	器具	及び備	品	55	<u>資</u>		去 の	債	他		469
土				地	6, 507	負		合		計		17, 448
IJ	_	ス	資	産	118	(	純 資 産		部 )	н		.,,
建	設	仮	勘	定	57	株		資	本			21, 551
無	形	固定	資 産		1, 737	資	本		金			4, 013
借		地		権	144	資	本 剰	余	金			5, 036
ソ	フ	ŀ	ウェ	ア	10	資	本	準	備	金		4,721
IJ		' ス	資	産	1	そ	の他資		利 余	金		315
		取	94			利	益剰	余	金	^		12, 634
採				権	1, 568	利		準 ** **	備	金		591
そ		0		他	13	そ	の他利	益類却	利 余 備	金金		12, 043 530
投	資そ	の他	の資産		10, 137			戸 縮		金		1, 727
投	資	有	価 証	券	3, 177		开究開	発 程		金		21
関	係	会	社 株	式	5, 786		川途	積	立立	金		4, 400
出		資		金	245		巣 越 利	益 乗		金		5, 363
長	期	貸	付	金	1, 106	自	己	株	式			△132
長	期		払 費	用		評価	• 換 算	差額	等			△232
	刔		14 質		180		) 他 有 価 証 券					1, 033
そ		0		他	89			<b>西差</b>	額金			△1, 266
貸	倒	引	· 当	金	△448	純	資 産		<u> </u>	計		21, 319
資	産		合	計	38, 768	負(	責 純 資	産	合	計		38, 768

# 損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位:百万円)

科		E	1	金	額
売	上		高		22, 432
売	上	原	価		17, 723
売	上 総	利	益		4, 708
販 売	費及び一	般管理	費		3, 596
営	業	利	益		1, 112
営	業外	収 益			
受	取	利	息	22	
受	取 配	当	金	123	
受	取 賃	貸	料	16	
貸留	引 当 金	戻 入	額	17	
そ	0)		他	30	209
営	業外	費用			
支	払	利	息	68	
そ	0)		他	41	109
経	常	利	益		1, 211
特	別	損	失		
固	定資産	除却	損	39	39
税引	前 当 期	純 利	益		1, 172
法人税	色、住民税力	及び事業	税	444	
法人	税等	調整	額	△60	383
当	期 純	利	益		788

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位:百万円)

		1 1 471 1		,,,		- /	(+14. )	
			株	主	資	本		
		資本剰余金 利益						
	資本金		その他資	資本剰余		そ(	の他利益剰分	金
		資本準備金	資本準備金 本剰余金	金合計	利益準備金	特別償却 準備金	固定資産圧 縮積立金	研究開発 積 立 金
当期首残高	4, 013	4, 721	315	5, 036	591	535	1,688	21
当期変動額								
特別償却準備金の積立						80		
特別償却準備金の取崩						△86		
固定資産圧縮積立金の積立							39	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	0	0	_	△5	39	_
当期末残高	4,013	4, 721	315	5, 036	591	530	1, 727	21

		株	主 資	本		評価	・換算差額	質等	
	利益剰余金					この かち		評価・換	純資産
	その他利	益剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評	土地再評 価差額金	算差額等	合計
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	金合計			価差額金	Ш左領並	合 計	
当期首残高	4, 400	4, 817	12, 054	△132	20, 972	1, 571	△1,308	263	21, 235
当期変動額									
特別償却準備金の積立		△80	_		_				_
特別償却準備金の取崩		86	_		_				_
固定資産圧縮積立金の積立		△39	_		_				_
剰余金の配当		△170	△170		△170				△170
当期純利益		788	788		788				788
自己株式の取得				△0	△0				△0
自己株式の処分				0	0				0
土地再評価差額金の取崩		△38	△38		△38				△38
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△538	42	△495	△495
当期変動額合計	_	545	579	△0	579	△538	42	△495	83
当期末残高	4, 400	5, 363	12, 634	△132	21, 551	1,033	△1, 266	△232	21, 319

# 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社デイ・シイ

取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員公認会計士 鈴 木 一 宏 印業務執行社員公認会計士 鈴 木 一 宏 印

指定有限責任社員公認会計士 唯 根 欣 三 印業務執行社員公認会計士 唯 根 欣 三 印

指定有限責任社員公認会計士 垂 井 健 印業務執行社員公認会計士 垂井

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デイ・シイの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

# 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デイ・シイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月12日開催の取締役会において、会社を太平洋セメント株式会社(以下「太平洋セメント」)の完全子会社とすることを決議し、平成28年8月1日を効力発生日として、太平洋セメントを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社デイ・シイ 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員公認会計士 鈴 木 一 宏 印業務執行社員公認会計士 鈴 木

指定有限責任社員公認会計士 唯 根 欣 三 卿業務執行社員公認会計士 唯

指定有限責任社員公認会計士 垂 井 健 印業務執行役員公認会計士 垂 井

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デイ・シイの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

# 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

# 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月12日開催の取締役会において、会社を太平洋セメント株式会社(以下「太平洋セメント」)の完全子会社とすることを決議し、平成28年8月1日を効力発生日として、太平洋セメントを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

# 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方 針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留 意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他に おける審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
  - ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。

平成28年5月13日

株式会社デイ・シイ 監査役会 常勤監査役 植 田 潔 印 社外監査役 豊 口 直 樹 印 社外監査役 酒 井 忠 司 印 社外監査役 中 野 幸 正 印

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、安定的な配当の継続及び当期の実績並びに今後の事業展開を勘案し、当期の期末配当を次のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 配当財産の種類 金銭
- 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1株につき金3円 総額102,169,086円 (年間配当金は、1株につき中間配当金2円を含め、合計5円となりま す。)
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月29日

### 第2号議案 当社と太平洋セメント株式会社との株式交換契約承認の件

当社及び太平洋セメント株式会社(以下「太平洋セメント」といいます。)は、平成28年5月12日開催のそれぞれの取締役会において、太平洋セメントを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日両社間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約の締結について、ご承認をお 願いするものであります。

なお、太平洋セメントにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、本株式交換を太平洋セメントの株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行う予定です。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日(平成28年8月1日)をもって、当社は太平洋セメントの完全子会社となり、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部において、平成28年7月27日付で上場廃止(最終売買日は平成28年7月26日)となる予定です。

### 1. 本株式交換を行う理由

当社は、大正6年に浅野セメント株式会社(現太平洋セメント)の川崎工場 として操業を開始し、昭和16年に「日本高炉セメント株式会社」として独立し た後、昭和24年に「第一セメント株式会社」に商号を変更するとともに東京証 券取引所の市場第一部に上場しました。平成15年には骨材を取り扱う「中央商 事株式会社」と合併して「株式会社デイ・シイ」に商号を変更し、セメント事 業、資源事業、環境事業、不動産事業等を展開しています。当社は、環境配慮 型の高炉セメント製造に他社に先駆けて取り組み、首都圏に臨海工場を持つ強 みを活かしながら、今日まで建設資材を安定的かつ迅速に提供することで首都 圏の基盤整備に大きな役割を果たしてきました。更に、廃棄物・副産物の再資 源化にいち早く取り組み、低炭素社会や資源循環型社会の形成に向け、積極的 に貢献してきました。また、2013年度を初年度として策定したデイ・シイグル ープ中期経営計画(2013~2015年度)≪FOR NEXT STAGE≫では、 デイ・シイグループが持続的な発展を果たし、強固な体質を築き上げるため、 重点テーマである「企業体質の強化」、「企業価値の向上」、「企業存在感の 向上」を掲げ、その目指すべき方向性の実現に向け取り組んできました。現在 は、「事業基盤の強化と拡充」、「変化への対応力の強化」、「人材育成」を 重点課題としており、将来に向かって持続的な発展を果たすべく、企業体質の

強化に注力し、安全・安心な社会基盤の整備に取り組んでいます。

一方、太平洋セメントは、東日本大震災の復興や大型インフラプロジェクト、防災・減災のための国土強靭化、海外においては新興国を中心とした都市化の進展に伴うインフラ整備や循環型社会の構築など、国内外における様々なニーズや課題に対し、社会基盤産業として製品やソリューションを提供していくことが自らの使命と考えています。この使命を果たしていくために、グループ経営理念を踏まえ、2020年代半ばをイメージした「ありたい姿・目指す方向性」として、「グループの総合力を発揮し、環太平洋において社会に安全・安心を提供する企業集団を目指す」ことを掲げ、太平洋セメントグループの持続的成長に向けた中長期的な方向性を明確にしています。この「ありたい姿・目指す方向性」を実現するための第1ステップとして、2015年度から2017年度の3年間を実行期間とする「17中期経営計画」を策定し、既存事業の強化と成長戦略の策定及び実行を行うなど、17中期経営計画で掲げた事業戦略の遂行に精力的に取り組んでいます。

当社と太平洋セメントは、ともに太平洋セメントグループとして事業戦略を共有し、セメント事業については販売受委託を通じた事業展開を行っています。太平洋セメントグループを取り巻く事業環境は、公共投資の縮小に加え、人手不足や建設資材価格の高騰等による工法の変化や工事着工の遅れなどの要因が複合的に影響し、太平洋セメントが17中期経営計画で想定したセメント国内需要が大きく下振れしている状況にあり、先行きに対する不透明感は今後も継続するものと思われます。更に、長期的には、少子高齢化の一層の進展による人口減少などの影響もあり、セメント国内需要は緩やかに減少していくものと想定されます。一方で、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策やインフラ老朽化対策が急務となっている中、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックをはじめとした大型インフラプロジェクトが今後本格的に動き出していく状況にあります。

このような状況の下、防災・減災対策や大型インフラ整備等の国家的プロジェクトへの対応と安全・安心な社会づくりに着実に貢献していくとともに、骨材等の資源事業や廃棄物処理を中心とした環境事業等の収益最大化を図ることで将来の持続的成長に確実に繋げていくことが、太平洋セメントグループにとって極めて重要であると認識しています。

このような認識を踏まえ、太平洋セメントとしては、17中期経営計画の実現に向け、事業環境の急激な変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を更に強固にするため、首都圏に臨海工場を持つ当社の強みを最大限かつ機動的に活かすとともに、資源事業や環境事業等を含めた受注機会の拡大を図ることが必要であ

り、また、当社としては、今後持続的に成長していくためには、太平洋セメントグループが持つ技術力、研究・開発力、営業力、ノウハウや、全国展開する太平洋セメントの強みを最大限に活用できる盤石な協業体制を構築することでコスト競争力の強化を図ることが必要であるとの考えに至りました。将来的な事業環境の変化に備えるためにも、両社の結びつきをより一層強固にし、それぞれが持つ強みを適時かつ最大限に活用することでシナジー効果を早期に発現すべきという方向性が一致し、平成27年12月、当社と太平洋セメントは経営統合について検討を開始することで合意に至りました。

その後、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社と太平洋セメントは、従来のように両社それぞれの利益を追求するのではなく、両社が培ってきた経営資源を融合し、太平洋セメントグループとしての一体経営による経営資源の最適化を行い、太平洋セメントグループ全体としての企業価値の最大化を追求することが、当社及び太平洋セメントの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ひいては当社及び太平洋セメントの株主の皆様の共同の利益に一層資するものであるとの認識に至りました。そして、これらを実現するためには、当社と太平洋セメントが株式交換を通じた経営統合を実施することにより、意思決定の迅速化を図り、より機動的に事業戦略の策定を可能とする経営体制を確立することが最善であるとの結論に至り、平成28年5月12日開催のそれぞれの取締役会において、太平洋セメントを完全親会社とし、当社を完全子会社とする本株式交換を行うことを決議しました。

なお、本株式交換後も、当社と太平洋セメントの信頼関係に基づき、より一層の協力関係の構築と連携体制の強化を図り、首都圏における更なる事業基盤の強化を実現するとともに、高品質な製品やソリューションの提供を通じて安全・安心な社会づくりに積極的に貢献し、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えしていく所存です。

### 2. 本株式交換契約の内容

当社が、太平洋セメントとの間で平成28年5月12日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

# 株式交換契約書

太平洋セメント株式会社(以下、「甲」という。)及び株式会社デイ・シイ(以下、「乙」という。)は、以下のとおり、株式交換契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

- 43 -

### 第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、 乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式(ただし、甲が保有する乙の株 式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

### 第2条(当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 商号:太平洋セメント株式会社

住所:東京都港区台場二丁目3番5号

乙 商号:株式会社デイ・シイ

住所:神奈川県川崎市川崎区浅野町1番1号

### 第3条(本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項)

- 1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」という。)における乙の株主(ただし、甲を除く。以下、「本割当対象株主」という。)に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に1.375を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.375株の割合をもって割り当てる。
- 3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従って処理する。

# 第4条(本株式交換の効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下、「効力発生日」という。)は、平成28年8月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

# 第5条(資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39 条第2項の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

### 第6条(株式交換契約の承認)

- 1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本株式交換に関して甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
- 2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会 において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決 議を求める。

### 第7条(自己株式の消却)

乙は、基準時において乙が保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。)の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

### 第8条 (剰余金の配当)

- 1. 甲は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、平成28年3月31日時 点の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、 総額3,707,641,602円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2. 乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、平成28年3月31日時 点の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、 総額102,169,086円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

# 第9条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

### 第10条 (本契約の変更又は解除)

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の 財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な 支障をきたす事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成 が困難となった場合には、甲乙間で協議し合意の上、本株式交換の条件その他 本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

### 第11条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第6条第1項ただし書の規定による甲の株主総会の決議による承認が 必要となった場合において、効力発生日の前日までに、甲の株主総会に おいて本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなか った場合
- (2) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換に関し、法令に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等 からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続が完了し ない場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合

### 第12条 (準拠法及び裁判管轄)

本契約は、日本法に準拠し、かつ、同法に従い解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## 第13条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

以上を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙の各代表者が押印の上、甲 及び乙が各1通を保有する。

平成28年5月12日

甲: 東京都港区台場二丁目3番5号 太平洋セメント株式会社

代表取締役社長 福田 修二

乙 : 神奈川県川崎市川崎区浅野町1番1号

株式会社デイ・シイ

代表取締役社長 工藤 秀樹

- 3. 会社法施行規則第184条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる事項の内容の概要
  - (1) 交換対価の相当性に関する事項
  - ①交換対価の総数または総額の相当性に関する事項
    - i. 本株式交換に係る割当ての内容等

1711 0450 71 0414				
	太平洋セメント 当社			
	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)		
本株式交換に係る 割当比率	1 1.375			
本株式交換により交付する 株式数	太平洋セメントの普通株式	弋: 33, 602, 198株(予定)		

## (注1) 本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)

太平洋セメントは、本株式交換により、太平洋セメントが当社の発行済株式(太平洋セメントが所有する当社株式9,618,400株(平成28年5月12日現在)を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当社の株主の皆様(太平洋セメントを除きます。)に対し、その保有する当社株式1株に対して、太平洋セメントの普通株式(以下「太平洋セメント株式」といいます。)1.375株を割当て交付いたします。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

#### (注2) 本株式交換により交付する太平洋セメント株式数

太平洋セメントは、本株式交換により太平洋セメント株式1.375株を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。なお、当社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する全ての自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求権に応じて取得する自己株式を含みます。)を消却する予定です。そのため、本株式交換によって割当て交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

#### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、太平洋セメントの単元未満株式 (1,000株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、当社株式を728株未満保有されている当社の株主の皆様は、太平洋セメントの単元未満株式のみを保有することとなる見込みです。本株式交換に伴い、太平洋セメントの単元未満株式 (1,000株未満の株式)を保有することになる株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

#### (i) 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、太平洋セメントに対しその保有する単元未 満株式の買取りを請求することができる制度です。

#### (ii) 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及び太平洋セメントの定款の規定に基づき、単元未満株式を 所有する株主の皆様が太平洋セメントに対し、保有されている単元未満株式と併せ て1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

#### (注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、太平洋セメント株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、太平洋セメントが当該端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

### ii. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### a. 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び太平洋セメントは、上記1.「本株式交換を行う理由」に記載のとおり、平成27年12月、経営統合について検討を開始することで合意し、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社と太平洋セメントが株式交換を通じた経営統合を実施することが、当社及び太平洋セメントの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

当社及び太平洋セメントは、本株式交換に用いられる下記④i.「公正性を担保するための措置」に記載の本株式交換比率の算定にあたって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は山田FAS株式会社(以下「山田FAS」といいます。)を、太平洋セメントはみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。また、当社は西村あさひ法律事務所を、太平洋セメントは集あすか法律事務所を、それぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社及び太平洋セメントは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び法務アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及び太平洋セメントは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成28年5月12日開催の両社の取締役会において、それぞれ決議し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

### b. 算定に関する事項

当社は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び太平洋セメントから独立した第三者算定機関である山田FASを選定し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。なお、山田FASは、当社及び太平洋セメントの関連当事者には該当せず、当社及び太平洋セメントとの間で重要な利害関係を有しません。

山田FASは、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日である平成28年5月11日を基準日として、金融商品取引所における当社株式の平成27年11月12日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年2月12日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成28年4月12日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」)を、それぞれ採用して算定を行いました。

太平洋セメントについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日である平成28年5月11日を基準日として、金融商品取引所における太平洋セメント株式の平成27年11月12日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年2月12日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成28年4月12日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、DCF法の算定の基礎とした両社の財務予測は、本株式交換の 実施を前提としたものではありません。

各評価方法による太平洋セメント株式1株に対する当社の普通株式の 割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.046~1.251
DCF法	0.886~1.501

山田FASは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で山田FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社並びにその子会社・関連会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。また、係る算定において参照した両社の財務見通しについては、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びに係る算定は平成28年5月11日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

また、山田FASが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。当社は、山田FASより、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、山田FASによる上記算定結果の合理性を確認しております。

なお、山田FASがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれます。具体的には、セメント販売数量の増加に伴う売上高の増加等により、平成29年3月期の営業利益を前年度対比約74.0%増の約19億円と見込んでおります。一方、太平洋セメントの財務予測にも、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれます。具体的には、海外連結子会社の増益等により、平成30年3月期の営業利益を前年度対比約36.0%増の約843億円と見込んでおります。

他方、太平洋セメントは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び太平洋セメントから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。なお、みずほ証券は、当社及び太平洋セメントの関連当事者には該当せず、当社及び太平洋セメントとの間で重要な利害関係を有しません。

みずほ証券は、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日である平成28年5月11日を基準日として、金融商品取引所における当社株式の平成28年2月12日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成28年4月12日から算

定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

太平洋セメントについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日である平成28年5月11日を基準日として、金融商品取引所における太平洋セメント株式の平成28年2月12日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成28年4月12日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を、また、太平洋セメントには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、DCF法の算定の基礎とした両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

各評価方法による太平洋セメント株式1株に対する当社の普通株式の 割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1. 135~1. 251
類似会社比較法	1. 220~1. 669
DCF法	0. 595~1. 557

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社並びにその子会社・関連会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、係る算定において参照した両社の財務見通しについては、現時点で得られる最善の予測及

び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びに係る算定は平成28年5月11日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。太平洋セメントは、みずほ証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれます。 具体的には、セメント販売数量の増加に伴う売上高の増加等により、平成29年3月期の営業利益を前年度対比約74.0%増の約19億円と見込んでおります。 一方、太平洋セメントの財務予測にも、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれます。 具体的には、海外連結子会社の増益等により、平成30年3月期の営業利益を前年度対比約36.0%増の約843億円と見込んでおります。

### ②交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び太平洋セメントは、本株式交換の交換対価として株式交換完全親会社となる太平洋セメント株式を選択いたしました。太平洋セメント株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換後も流動性が確保されております。また、本株式交換は両社の企業価値向上を図るものであるため、当社の株主の皆様の利益確保及び本株式交換後のグループ資本政策等を勘案して選択しております。

本株式交換に伴い、太平洋セメントの単元未満株式 (1,000株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。金融証券取引所市場において、単元未満株式を売却することはできません。太平洋セメントの単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、太平洋セメントの株式に関する単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことができます。詳細は上記①i. (注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

## ③太平洋セメントの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する太平洋セメントの資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、会社計算規則第39条第2項に定めるところに従って、太平洋セメントが決定いたします。

## ④当社の少数株主の利益を害さないように留意した事項

### i. 公正性を担保するための措置

太平洋セメントは、当社の発行済株式総数の30.5%(10,578,177株。間接保有分を含みます。)を保有し、当社を持分法適用関連会社としていることから、当社及び太平洋セメントは本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、以下の措置を実施しております。

### a. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、株主の皆様のために、当社及び太平洋セメントから独立した第三者算定機関である山田FASから本株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記① ii. b. 「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、山田FASから、本株式交換の本株式交換比率が当 社の株主の皆様にとって財務的見地より公正である旨の評価(いわゆ るフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

他方、太平洋セメントにおいても、当社及び太平洋セメントから独立した第三者算定機関であるみずほ証券から本株式交換比率に関する 算定書を取得しました。算定書の概要は上記①ii.b.「算定に関する 事項」をご参照ください。

なお、太平洋セメントは、みずほ証券から、本株式交換の本株式交換 換比率が太平洋セメントの株主の皆様にとって財務的見地より公正で ある旨の評価(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

# b. 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、当社及び太平洋セメントとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、太平洋セメントは、本株式交換の法務アドバイザーとして、 隼あすか法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続き及び取締役会の 意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ておりま す。なお、隼あすか法律事務所は、当社及び太平洋セメントとの間で 重要な利害関係を有しません。

### ii. 利益相反を同避するための措置

上記のとおり、太平洋セメントは当社の発行済株式総数の 30.5%(10,578,177株。間接保有分を含みます。)を保有し、当社を持分 法適用関連会社としていることから、平成28年5月12日開催の当社の取締 役会においては、利益相反の疑いを最大限回避する観点からより慎重を期 すため、まず、太平洋セメントの出身者である工藤秀樹、森紀雄、髙橋民 樹及び濱野浩一を除く取締役4名のみで本株式交換に関する審議及び決議 を行いました(以下、係る審議及び決議を「第1決議」といいます。)。 その上で、仮に工藤秀樹、森紀雄、髙橋民樹及び濱野浩一が会社法第369条 第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈され、その結果、 第1決議が同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものとされ る可能性を考慮し、取締役会の定足数を確保する観点から、第1決議に参 加しなかった取締役を含めた当社の取締役8名全員で改めて本株式交換に 関する審議及び決議を行っています(以下、係る審議及び決議を「第2決 議」といいます。)。よって、当社の取締役のうち、工藤秀樹、森紀雄、 髙橋民樹及び濱野浩一は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の 審議及び決議にのみ参加しています。

また、同様の観点から、工藤秀樹、森紀雄、高橋民樹及び濱野浩一は、 当社の立場において本株式交換に関する協議及び交渉に参加しておりません。

さらに、当社の監査役のうち太平洋セメントの九州支店長を兼務している中野幸正は、本株式交換に関し利害が相反し、または相反するおそれがあるため、第1決議及び第2決議のいずれの審議にも参加しておらず、当社の立場において本株式交換に関する太平洋セメントとの協議及び交渉に参加しておりません。

第1決議及び第2決議に係る取締役会は、上記のとおり審議及び決議に 参加していない取締役並びに審議に参加していない監査役を除くすべての 取締役及び監査役が出席し、本株式交換の諸条件について慎重に審議した 結果、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、ま た、それぞれ、出席した監査役いずれからも特に異議は述べられておりま せん。

### (2) 交換対価について参考となるべき事項

①太平洋セメントの定款の定め

本総会の招集の決定をした日である平成28年5月12日時点における太平洋セメントの定款の定めにつきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.dccorp.jp/)に掲載しております。

## ②交換対価の換価の方法に関する事項

- i. 交換対価を取引する市場 太平洋セメント株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されて おります。
- ii. 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者 太平洋セメント株式は、全国の証券会社にて取引の媒介、取次ぎ等が行 われております。
- 逆. 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容 該当事項はございません。
- ③交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する内容

本株式交換の交換対価である太平洋セメント株式について、本株式交換の公表日の前営業日である平成28年5月11日の東京証券取引所市場第一部における株価終値は282円であり、同日までの3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における株価終値の平均は266円となっております。

なお、東京証券取引所市場第一部における太平洋セメント株式の最新の市場価格等については、インターネット上の株式会社日本取引所グループのウェブサイト(アドレス http://www.jpx.co.jp/)等にてご覧いただけます。

④太平洋セメントの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借 対照表の内容

太平洋セメントは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第 1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いた します。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項 該当事項はございません。

### (4) 計算書類に関する事項

- ①太平洋セメントの最終事業年度に係る計算書類等の内容 太平洋セメントの平成28年3月期に係る計算書類等につきましては、法令 及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://www.dccorp.jp/) に掲載しております。
- ②当社及び太平洋セメントにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える 事象の内容

## i. 当社

当社は太平洋セメントとの間で、平成28年5月12日に、太平洋セメントを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容」をご参照ください。

## ii. 太平洋セメント

当社と太平洋セメントとの間で、平成28年5月12日に、太平洋セメントを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容」をご参照ください。

## 4. 本議案の決議に関する事項

本株式交換契約第11条その他の事由により、本株式交換契約の効力が失われた場合には、本議案の決議にかかわらず、本株式交換は実行されません。

## 第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、当社は、平成28年5月12日、太平洋セメント株式会社との間で株式 交換契約を締結し、第2号議案において同契約の承認をお願いしております。 同議案が承認可決されますと、当社は平成28年8月1日をもって同社の完全 子会社となり、唯一の株主による直接の経営監督が可能となることから、社 外取締役を置くことは必ずしも相当でないと判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	(生年月日)	略歴、当社における地位及び担 (重 要 な 兼 職 の 状 況	
1	して2年の経験を有 及び業務執行の監督	昭和50年4月 日本セメント株式会社(現 洋セメント株式会社)入社 平成18年4月 太平洋セメント株式会社情 ステム部部長 平成21年5月 当社執行役員セメント事業 営業部長 平成22年6月 当社取締役執行役員セメン 業本部営業部長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員セト事業本部長 ウツイ・デイシイ興産株式 (現 デイシイ販売株式会 代表取締役社長 平成26年4月 当社代表取締役社長(現任 理由) 当社の取締役として通算6年、代表取締役社 し、取締役会において、経営上の重要事項の に十分な役割を果たしており、今後も当社の によ過宿な人材と判断し、取締役候補者といた	: 報シ :本部 ・ト事 ・メン 18,200株 :会社 : 社長と つ決定定 つ持続

候補者番 号	・	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
2	間、代表取締役社長   れた経営手腕を発揮   者としての経験をも	昭和46年4月 日本セメント株式会社(現 対 洋セメント株式会社)入社 平成10年10月 太平洋セメント株式会社香春 場長 平成12年4月 同社津久見工場長 可社第行役員 ギソンセメントコーポレーション社長 平成16年4月 同社執行役員 ギソンセメントコーポレーション社長 平成20年4月 当社顧問 平成20年6月 当社代表取締役社長 事社の取締役として通算8年の経験を有し、らと6年務め、経営全般にわたる広い知見から、たいたしました。その後も取締役会長として、経とに職責を適切に果たしており、取締役と補者といたしました。	E 25,900株 の優賞

昭和51年3月 中央商事株式会社(現 当社)入社 平成13年6月 同社取締役営業本部営業第一部長 平成15年10月 当社参与資源事業本部営業部長平成16年4月 当社執行役員資源事業本部副本部長兼営業部長平成20年6月 当社取締役執行役員資源事業本部副本部長兼営業部長平成21年4月 当社取締役執行役員環境リサイクル事業部長平成21年10月 株式会社シンセイ栃木(現 株式会社DC環境サービス)代表取締役社長平成26年4月 当社取締役常務執行役員資源事業本部長平成28年4月 当社取締役常務執行役員資源事業本部長平成28年4月 当社取締役常務執行役員資源事業本部長	候補者番 号	氏	略歴、当	社における地位及び担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
任)	3	(昭和28年3月26日生) (取締役候補者とした 同氏は、これまでに 環境事業に関する豊	平成13年6月 平成15年10月 平成16年4月 平成18年4月 平成20年6月 平成21年4月 平成21年4月 平成21年4月 平成21年4月 平成28年4月	社 同社取締役営業本部営業第一部 長 当社参与資源事業本部営業部長 当社執行役員資源事業本部営業部長 当社執行役員資源事業本部副本部長兼営業部長 当社取締役執行役員資源事業本部副本部長兼営業部長 当社取締役執行役員環境リサイクル事業部長 株式会社シンセイ栃木(現 株式会社シンセイ栃木(現 株式会社シンセイ栃木(現 株式会社シンセイ栃木(現 株式会社シンセイ栃木(現 株式会社して環境サービス)代表取締役社長 当社取締役常務執行役員資源事業本部長 環境事業部担当(現任) DC千葉資源株式会社代表取締役社長(現任) 通算8年務め、主に資源事業及びかた有しており、引き続きこれらの	37,800株

候補者番 号	氏	略歴、当	社における地位及び担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
4	経験と知識を有し、	平成21年5月 平成22年10月 平成25年7月 平成26年4月 平成26年6月 平成28年4月 平成28年4月 平成28年4月	日本セメント株式会社(現 太平洋セメント株式会社)入社 太平洋セメント株式会社建材カンパニー事業推進部長 株式会社エーアンドエーマテリアル社外監査役 日本ヒューム株式会社社外取締役 人工学セメント株式会社社外取締役 太平洋セメント株式会社社外取締役 太平洋セメント株式会社連外カンパニー管理部建材事業推進チームリーダー同社海外事業本部企画管理部副部長 当社参与事業開発部担当部長(海外事業担当) 当社執行役員事業企画推進部長当社取締役執行役員事業企画推進部長当社取締役常務執行役員経営企画推進部長当社取締役常務執行役員経営企画推進部長(現任) ともに、海外事業に関する豊富なの企業価値向上に資すると判断	2,300株

昭和54年4月 日本セメント株式会社(現 太平洋セメント株式会社)入社 平成13年10月 太平洋セメント株式会社上磯工場設備部長 平成17年10月 明星セメント株式会社糸魚川工場設備部長 平成21年6月 当社セメント事業本部川崎工場長 平成25年6月 当社執行役員セメント事業本部川崎工場長 平成26年4月 当社執行役員セメント事業本部長兼川崎工場長兼技術部長平成26年6月 当社取締役執行役員セメント事業本部長兼川崎工場長兼技術部長平成26年6月 当社取締役執行役員セメント事業本部長 監査室、技術センター担当(現任) (取締役候補者とした理由)同氏は、これまでにセメント事業に関する豊富な経験と知識を有し、	候補者番 号	氏	略歴、当	社における地位及び担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
当社の取締役を通算2年務めております。引き続きこれらの経験と知 識から培った経営手腕を鑑み、取締役候補者といたしました。	5	(昭和30年7月10日生) (取締役候補者とした 同氏は、これまでに 当社の取締役を通算	平成13年10月 平成17年10月 平成21年6月 平成25年6月 平成26年4月 平成26年4月 平成26年4月	洋セメント株式会社)入社 太平洋セメント株式会社上磯工 場設備部長 明星セメント株式会社糸魚川工 場設備部長 当社セメント事業本部川崎工場 長 当社執行役員セメント事業本部 川崎工場長 当社執行役員セメント事業本部 長兼川崎工場長兼技術部長 当社取締役執行役員セメント事 業本部長兼川崎工場長兼技術部長 当社取締役執行役員管理本 部長 監査室、技術センター担当 (現任) 関する豊富な経験と知識を有し、知 ます。引き続きこれらの経験と知	

候補者番 号	氏 * 名 (生年月日)	略歴、当	社における地位及び担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
6	社事業に携わり、こ	-理由) 源事業、環境事 れらの事業に関	社 当社環境リサイクル事業部長 当社資源事業本部営業部長 当社執行役員 ウツイ・デイシイ興産株式会社 (現 デイシイ販売株式会社)常 務取締役 当社執行役員セメント事業本部 副本部長 ウツイ・デイシイ興産株式会社 (現 デイシイ販売株式会社)代 表取締役社長(現任)	9,000株
7	※ (昭和37年6月15日生) (取締役候補者とした 同氏は、総務、人事 な経験と知識を有し すると判断し、新た	平成27年4月 二理由) 及び財務など管 、これらの経験	当社監査室長 当社監査室長兼管理本部総務部 長 当社執行役員監査室長兼管理本 部総務部長(現任) 理部門の幅広い分野にわたり豊富 と知識が当社の企業価値向上に資	6, 800株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
  - 2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

# 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役中野幸正氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任 する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	613, 000, 640, 7, 6, 7, 8, 7, 8	
氏 <sup>*</sup> 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 式 数
ありませんが、セメ	昭和57年4月 日本セメント株式会社(現 太平洋セメント株式会社)入社 平成26年4月 太平洋セメント株式会社関東支店長平成28年4月 同社セメント事業本部営業部長(現任)平成28年5月 株式会社トーヨーアサノ社外取締役(現任) 平成28年6月 小野田ケミコ株式会社社外取締役(現任) とした理由) 投員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はント事業に関する豊富な経験と知識を有しており、これらの監査に反映していただくため、社外監査役候補者といた	_

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 鈴木孝行氏は社外監査役候補者であります。
  - 3. 鈴木孝行氏は現在、当社の特定関係事業者(主要な取引先)であります太平洋セメント株式会社のセメント事業本部営業部長であり、同社から従業員として給与を受けております。
  - 4. 鈴木孝行氏の選任が承認された場合、当社は当社定款の定めに基づき、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定めた額となります。

以上

# 株主総会会場ご案内

住所: 〒210-0005

神奈川県川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビルディング17階 当社本社

TEL 044-223-4751 FAX 044-223-4750



アクセス:電車・JR川崎駅東口徒歩10分 ・京急川崎駅徒歩7分